

第7章 基本計画各論

基本目標Ⅰ

人と地域で支えあうまち

■ 現状と課題

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、国・地方を通じた財政状況の悪化など、地方自治を取り巻く環境が大きく様変わりする中、行政主導によるまちづくりから、市民力・地域力を大きな原動力として市民生活の充実を図る、協働のまちづくりへの転換が進んでいます。

本市では、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に共創・協働の地域づくりに参画できる仕組みを構築するための拠点として、平成19年10月に、地域づくり支援センターを設置するとともに、各地区公民館の自主運営体制への移行や市民活動団体等の相談・支援を推進するなど、多彩な地域活動を促進してきました。

今後は、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、様々な地域課題を自ら解決できる住民自治による地域づくりを推進するとともに、地域活動を担う人材の育成や活動団体のネットワーク化など、多様な市民が活動分野を超えて日常的に交流できる環境の整備が求められています。

■ 基本方針

光市民憲章の精神に則り、市民一人ひとりが、地域づくり活動に主体的かつ実践的に参画する協働のまちづくりを推進するとともに、各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実を図るなど、地域活動の活性化に向けた環境づくりを推進します。

また、地域づくり支援センターを中心に、様々な団体の市民活動を支援し、地域の活性化を推進します。

■ 政策展開の方向

（１）光市民憲章の普及啓発と住民自治の推進

市民憲章の普及啓発を進め、市民一人ひとりの主体的かつ実践的な地域づくり活動への参加を促進するとともに、「（仮称）まちづくり基本条例」などの検討を進め、住民自治の促進に努めます。

（２）協働型まちづくりの展開

市民の主体的なまちづくりへの参画と地域づくりの活性化を図るため、身近な道路や公園を地域や団体で管理する「アダプト・プログラム（里親制度）」を推進するとともに、「協働事業提案制度」を検討するなど、協働型のまちづくりの具現化に向けた仕組みを構築します。

（3）協働の地域づくり意識の醸成

市民のまちづくりや地域づくりへの参加を促進するため、広報紙やインターネットなどを活用した情報提供に努めるとともに、施策等の立案段階から地域住民とのワークショップを有効的に活用するなど、市民の参加意欲の醸成と、意見やアイデア等のきめ細かな掘り起こしを行います。

（4）活動しやすい環境の整備

市民がこれまで以上に、自主的かつ主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、公民館等の活動の場を提供するとともに、各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実を図るなど、地域活動の活性化に向けた環境づくりを推進します。

また、誰もが安心して活動に参加できるよう、市民活動補償制度などによる支援を図るとともに、地域の課題について協働により解決していくための相談・支援体制の構築に努めます。

（5）市民の多様な活動の支援

地域づくり支援センターを中心に、市民活動団体等の活動場所を確保するとともに、市民が活動しやすい環境の整備や貸出備品の拡充を図るなど、市民活動の活性化を支援します。

また、団体相互のネットワークや、様々な情報を受発信するためのシステムの充実を図ります。

さらに、市民活動への助言やコーディネートができる人材を育成します。

（6）市民活動等への参加の促進

市民が気軽に活動に参加できる環境を整えるため、関係機関と連携して、企業や団体に対するボランティア休暇制度などの普及促進を行うとともに、地域社会の一員である、企業の社会貢献活動を促進するための普及啓発及び情報提供を推進します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①まちづくり活動に参加している人の割合	30.7%	40.0%
②協働事業の数	74 件	100 件
③アダプト・プログラム(里親制度)の参加団体数	10 団体	15 団体
④地域づくり支援センターの年間利用者数	40,607 人	45,000 人
⑤光市に愛着を持っている人の割合	74.6%	80.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
市民憲章の普及啓発						文化・生涯学習課
（仮称）まちづくり基本条例※			検討			企画調整課 地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進※	検討					地域づくり推進課
アダプト・プログラムの推進						地域づくり推進課 関係各課
協働の地域づくり意識の醸成						地域づくり推進課
公民館等の活動環境づくり						地域づくり推進課 関係各課
市民活動補償制度の実施						地域づくり推進課
相談・支援体制の構築						地域づくり推進課
地域づくり支援センターの充実						地域づくり推進課
ボランティア休暇制度の普及啓発						地域づくり推進課 関係各課



重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

心が通いあう地域コミュニティの仕組みづくり

■ 現状と課題

都市化、核家族化、高齢世帯の増加などにより、本来、地域社会が持っていた相互扶助の意識が失われつつある一方で、地域の抱える課題やニーズは多様化・複雑化しており、地域コミュニティの中心とも言える自治会活動の拡大や活性化が求められています。

本市の自治会等の数は333団体、加入世帯数も約18,800世帯で、全世帯の約80%に達していますが、自治会への未加入世帯や、いまだ自治会が設立されていない地域もあり、地域住民が主体となった地域コミュニティ組織の確立が課題となっています。

また、地域コミュニティの次のステップとして、地域の特色を活かした活動の活性化や様々な地域課題の解決に向けて、自治会などが連携して取り組む公民館等の運営体制づくりを推進するなど、地域の自治機能を高めていく必要があります。

一方、牛島や農山村地域の一部などの中山間地域では、過疎化や高齢化などにより、地域の自治機能の維持が困難となることが懸念されています。

■ 基本方針

子どもからお年寄りまで、多様な世代が参加・交流する自立と連帯による地域コミュニティを育成することにより、支えあいとふれあいの心に満ちた温かな地域社会を構築します。

また、各地区における地域コミュニティ組織の機能強化を推進するとともに、地域住民や各種団体が主体的に活動できる環境の整備に努めます。

■ 政策展開の方向

(1) ご近所意識の醸成と自治会の活性化

暮らしの中の様々な課題に対して、隣近所の住民が力をあわせ、互いに助けあい、「ご近所の底力」が発揮できるよう、日常生活におけるふれあいの促進とご近所意識の醸成を図ります。

また、日常生活における支えあいとふれあいの核として、今後のまちづくりの原動力となる自治会等の組織化と加入促進への支援に努めます。

（2）地域コミュニティ活動への支援

地域コミュニティが抱える様々な課題の解決や自主的な活動を支援するための施設として、「（仮称）室積コミュニティセンター」を整備します。

また、地域づくりの中核を担う新たな地域コミュニティ組織づくりを進めるとともに、生涯学習、地域福祉、環境保全などの分野間での連携を密にし、総合的な観点から市民が自らの考えやアイデアを活かして取り組む地域コミュニティ活動を支援します。

さらに、地域コミュニティ活動の活性化に向けた学習機会の提供や、市広報やホームページ等による積極的な情報の提供、さらには、活動場所となる施設の有効活用と充実に努めます。

（3）地域コミュニティを担う人材の育成

市民の自主的な地域コミュニティ活動を促進するため、地域活動に対する相談体制の充実や地域の問題解決が図れるリーダーの育成に努めます。

また、豊富な知識や技術、経験を有する「団塊世代」をはじめとしたシニア世代が、自主的かつ主体的に地域活動に参加できる環境の整備を進めるとともに、公民館を中心に、郷土の歴史や文化など総合的なふるさと学習の機会を提供します。

（4）公民館等の運営体制の確立

地域の活動拠点である公民館の整備充実を図るとともに、各地域の特色を活かした活動の活性化や課題の解決に向けて、自治会などが連携して取り組む持続可能な運営体制づくりを支援します。

（5）コミュニティの活性化による周辺地域の振興

中山間地域における集落機能の低下を防ぐため、個々の実情に応じた地域コミュニティの育成と、周辺の集落との連携による持続的な地域づくりが可能となるコミュニティの仕組みづくりを促進します。

また、多様で個性あふれる地域の特性を活かした地域づくりを促進するとともに、都市部に暮らす人々との交流を推進します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①自治会加入率（自治会加入世帯数／総世帯数）	83.4%	90.0%
②自治会や公民館活動に参加している人の割合	66.4%	80.0%
③「地域コミュニティ活動の支援」に関する満足度	15.2%	30.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
自治会の組織化と加入促進						地域づくり推進課
★コミュニティ推進基本方針	策定					地域づくり推進課
★新たな地域コミュニティづくりの推進						地域づくり推進課
地域コミュニティ活動への支援						地域づくり推進課
地域コミュニティを担う人材の育成						地域づくり推進課 関係各課
公民館自主運営の支援						地域づくり推進課
ふるさと学習の展開						文化・生涯学習課
岩田駅周辺地区の整備	計画策定等					都市政策課 関係各課
中山間地域対策の推進						企画調整課 関係各課
（仮称）室積コミュニティセンターの整備	計画策定等	整備工事等				地域づくり推進課

重点目標 1 コミュニティで支える地域社会を築くために

多彩なテーマコミュニティの育成

■ 現状と課題

行政だけでは実施が困難な領域を、市民やNPO、企業等が協働で関わる「新しい公共」の大きな担い手として、特定の課題をテーマに地域活動に取り組むテーマコミュニティへの期待が高まっています。

本市における市民活動やボランティア活動は、福祉、教育、まちづくり、子どもの健全育成、ICT関係など様々な分野に広がりを見せています。こうした中、地域づくり支援センターや社会福祉協議会を中心に、様々な市民活動団体が活発な活動を展開しており、平成21年には、ひかり市民活動協議会が結成されるなど、団体相互の連携や強化を図るための基盤も整いつつあります。

今後は、場所・人材・情報・資金などの活動資源が、団体に提供される仕組みづくりに努めるとともに、一部の固定化した参加者だけでなく、幅広い市民の活動への参画を求めていく必要があります。さらに、「新しい公共」への公的サービスの開放等についても方向性を検討する必要があります。

■ 基本方針

行政のみで対応が困難な様々な課題や市民ニーズに対応していくため、新たな市民サービスの担い手として、テーマコミュニティの育成と参加を促進するとともに、様々な情報の提供や活動しやすい環境づくりを推進します。

また、市民の能力や個性を活かせる市民活動への参加を促進するとともに、より幅広い層からの参加が得られるよう、市民意識を醸成します。

■ 政策展開の方向

(1) ボランティア意識の醸成

地域におけるボランティアの心を育み、市民一人ひとりが自らの能力と個性を発揮し、主体的にボランティア活動などに参加することができるよう、積極的な情報提供や参加意識の啓発に努めます。

また、次世代を担う子どもたちが、ボランティア活動等への理解を深められるよう、体験学習などの機会を充実し、意識の醸成を図ります。

(2) テーマコミュニティ活動の活性化

ボランティアやNPO活動などの社会参加活動が活発化するように、自主性、主体性を尊重しながら、必要に応じてNPO法人化への支援や、テーマコミュニティ活動への助言等を行うとともに、人材の育成や確保などに努めます。

また、民間も含めた資金助成に関する情報の集約に努めるなど、活動資金についての相談・情報提供機能の充実を図ります。

さらに、ひかり市民活動協議会を中心に、市民とのネットワークを形成し、交流の場づくりに取り組みます。

(3) テーマコミュニティによる公的サービスの提供

様々な公的サービスを効率的に提供するため、行政が直接実施するよりも、効率的かつ効果的な事業実施が期待できるサービスについては、テーマコミュニティなど「新しい公共」への開放を推進するとともに、テーマコミュニティなどが公的サービスに参画しやすい仕組みを構築します。

また、地域資源を活かした新たなコミュニティビジネスの事業化に向けた支援を行います。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①NPO法人の数	14 団体	30 団体
②市民活動団体の登録数	74 団体	100 団体
③「市民団体やNPOの育成」に関する満足度	12.8%	20.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
NPOなど社会貢献活動の促進						地域づくり推進課
ボランティア教育の促進						地域づくり推進課 関係各課
相談・支援体制の構築						地域づくり推進課 関係各課
コミュニティビジネスの事業化支援※	検討					地域づくり推進課 商工観光課
地域や団体間のネットワークの構築						地域づくり推進課
市民活動情報提供システムの充実						地域づくり推進課